

(表)

	8.6センチメートル	
	日本国	第 号
	写真	官職
		氏名
	生年月日	年 月 日
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 第7条第6項の立入検査員証	
	国土交通大臣	印
		年 月 日 発行
		年 月 日限り有効
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋	
	<p>(航空法の特例等)</p> <p>第7条</p> <p>2 航空法第47条から第47条の3までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第4条第2項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。</p> <p>3 航空法第54条の規定は、第2条第5項第2号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。</p> <p>5 国土交通大臣は、第2項において準用する航空法第47条から第47条の3までの規定及び第3項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>6 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 第5項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項において準用する航空法第47条第2項の規定又は第7条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>(5) 第7条第5項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。</p>	

(裏)

第 19 条 国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

(職権の委任)

第 7 条

- 2 法第 7 条第 4 項及び第 5 項の権限並びに法第 8 条第 2 項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
- 3 法第 7 条第 4 項及び第 5 項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

(空港等又は航空保安施設の管理)

第 47 条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期的に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)

第 47 条の 2 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 空港保安管理規程は、前条第 1 項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第 55 条の 2 第 2 項及び第 148 条第 4 号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- (1) 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
- (2) 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
- (3) 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

- 3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第 14 条に規定する協議会における協議の特例)

第 47 条の 3 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第 14 条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

- 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第 14 条第 2 項第 2 号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

(航空保安施設の使用料金)

第 54 条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

- (1) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- (2) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

第2号様式（第3条関係）

（表）

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項 の規定により準用する空港法第32条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行
年 月 日限り有効
顔 写 真
国 土 交 通 大 臣 印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第8条
2 空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第32条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項において準用する空港法第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

（職権の委任）

第7条
2 法第7条第4項及び第5項の権限並びに法第8条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(2) 空港法第32条第2項の権限

4 第2項第1号及び第2号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。

(表)

	8.6センチメートル	
	第 号	
	写 真	日 本 国
		官 職
		氏 名
	生年月日	年 月 日
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第12条第1項 の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証	
	国土交通大臣	印
		年 月 日 発 行
		年 月 日 限 り 有 効
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋	
	<p>(航空法の特例)</p> <p>第12条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第1項第4号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。</p>	

(裏)

航空法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第 134 条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- (1) 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- (2) 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- (3) 指定航空身体検査医
- (4) 空港等又は航空保安施設の設置者
- (5) 航空従事者
- (6) 操縦技能審査員
- (7) 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- (8) 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- (9) 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査の拒否等の罪)

第 158 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 47 条第 2 項又は第 134 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (2) 第 134 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 134 条第 2 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

航空法施行規則抜粋

(職権の委任)

第 240 条

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

- (7) 法第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定による権限

第 240 条の 2

3 前条第 2 項第 5 号及び第 7 号の権限は、空港事務所長も行うことができる。

第4号様式（第6条関係）

（表）

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第13条 の規定により適用する空港法第32条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行
年 月 日限り有効
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 顔 写 真 </div>
国 土 交 通 大 臣 印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第13条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第1項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第3項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第4項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第2項第2号中「次条第3項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第32条第1項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第2項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第12条第4項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第33条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(5) 第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第17条 法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(5) 法第32条第2項の規定による権限

2 前項第4号及び第5号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。

(表)

8.6センチメートル

写真	第 号
	日本国
	官職
	氏名
	生年月日 年 月 日
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 附則第6条第5項の立入検査員証	
国土交通大臣	印
	年 月 日 発行
	年 月 日 限り有効

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附 則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第6条 航空法第47条から第47条の3までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第5条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港に」とあるのは「同法附則第2条第1項第1号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）に」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同法附則第2条第1項第3号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第3条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2（見出しを含む。）及び第47条の3第1項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港（空港）」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港）」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、「この条、第55条の2第2項及び第148条第4号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第47条の3の見出し及び同条第1項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第4条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第2項中「空港法第14条第2項第2号」とあるのは「空港法附則第4条において準用する同法第14条第2項第2号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2 航空法第54条の規定は、附則第3条第2号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。

4 国土交通大臣は、第1項において準用する航空法第47条から第47条の3までの規定及び第2項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第4項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(裏)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 附則第6条第1項において準用する航空法第47条第2項の規定又は附則第6条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 附則第6条第4項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

第11条 共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附則
(職権の委任)

第9条

- 2 法附則第6条第3項及び第4項の権限並びに法附則第7条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
- 3 法附則第6条第3項及び第4項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

(空港等又は航空保安施設の管理)

第47条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)

第47条の2 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 空港保安管理規程は、前条第1項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の2第2項及び第148条第4号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- (1) 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
- (2) 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
- (3) 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

- 3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第14条に規定する協議会における協議の特例)

第47条の3 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第14条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

- 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第14条第2項第2号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

(航空保安施設の使用料金)

第54条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

- (1) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- (2) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

(表)

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第7条第2項 の規定により準用する空港法第32条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行 年 月 日限り有効
顔 写 真
国 土 交 通 大 臣 印

(裏)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋
附 則 (空港法の特例等) 第7条 2 空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第12条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同条第4項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第1項第1号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第2条第1項第1号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第3号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第13条の見出し及び同条第2項中「着陸料等」とあり、並びに同条第1項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第2項第2号及び同法第33条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第32条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第7条第2項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。
(罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。 ⑩ 附則第7条第2項において準用する空港法第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋
附 則 (職権の委任) 第9条 2 法附則第6条第3項及び第4項の権限並びに法附則第7条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。 ② 空港法第32条第2項の権限 4 第2項第1号及び第2号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。
空港法抜粋
(報告徴収及び立入検査) 第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。

(表)

	8.6 センチメートル	
5.4 センチメートル	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">日 本 国</p> <p style="text-align: right;">官職</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 年 月 日</p> <p>民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第15条第1項の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証の立入検査員証</p> <p>国土交通大臣 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限り有効</p>
5.4 センチメートル	<p style="text-align: center;">民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 (特定地方管理空港に係る航空法の特例)</p> <p>第15条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第2項第3号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第1号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第1項第4号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。</p>	

(裏)

(報告徴収及び立入検査)

第 134 条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- (1) 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- (2) 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- (3) 指定航空身体検査医
- (4) 空港等又は航空保安施設の設置者
- (5) 航空従事者
- (6) 操縦技能審査員
- (7) 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
- (8) 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- (9) 航空運送代理店業を経営する者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査の拒否等の罪)

第 158 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 47 条第 2 項又は第 134 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (2) 第 134 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 134 条第 2 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

航空法施行規則抜粋

(職権の委任)

第 240 条

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

- (7) 法第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定による権限

第 240 条の 2

3 前条第 2 項第 5 号及び第 7 号の権限は、空港事務所長も行うことができる。

（表）

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第16条 の規定により適用する空港法第32条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行
年 月 日限り有効
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 顔 写 真 </div>
国 土 交 通 大 臣 印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附 則
 （特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第16条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第1項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第2項第3号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第3項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第4項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第2項第2号中「次条第3項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第32条第1項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第2項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第33条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定は、適用しない。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(5) 第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第17条 法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(5) 法第32条第2項の規定による権限

2 前項第4号及び第5号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。